

【住田町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	213	202	196	196	190
② 予備機を含む 整備上限台数	0	232	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	202	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	202	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	28	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	28	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	13.8	0	0	0

確認事項

- ・ ①の児童生徒数は、町立中学校（１校）及び町立小学校（２校）の児童生徒数の合計である。
- ・ 予備機については、令和 7 年度児童生徒見込数の 13.8%を見込む。

（端末の整備・更新計画の考え方）

G I G A 第 1 期で整備した端末について、文部科学省が定める 5 年程度を経過したのちに更新を行うものである。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○基本的な方針

基本的なデータ消去を行った上で、住田町教育委員会及び住田町所管の施設において活用する。それ以外の端末については、業者委託にて端末データ削除を証明する書類の提出を求め、リユースまたは再資源化を行う。

○対象台数：290 台

○処分方法

- ・ 教育情報システム保守委託業者に、データ消去を依頼し、学校・公共施設で再利用：20 台
- ・ 資源有効利用促進法の製造事業者にてデータ消去・再使用・再資源化を委託：270 台

○スケジュール（予定）

令和 7 年 12 月 新規購入端末の使用開始 使用済端末保管

令和 8 年 1 月 再利用端末のデータ消去作業を依頼し、再利用開始

令和８年 ５月 処分事業者選定

令和８年 ８月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

現在使用している１人１台端末のＯＳサポート期限に関しては下記のように対応する。

サポート期限を延長する。